

委 員 会 報 告 書

1. 議会運営委員会

- ・本定例会の会期を12月14日の1日間とする。

2. 総務産業常任委員会

- ・令和3年第3回定例会 発議第10号

かもめ島周辺の拠点化に関する事務調査

3. 令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会

4. 閉会中の継続調査申出

- ・議会運営委員会
- ・総務産業常任委員会
- ・社会文教常任委員会
- ・議会広報特別委員会

令和 3年12月10日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

議会運営委員会委員長

室井 正行



委員会報告について

令和3年第4回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

記

1 開催期日 令和3年11月26日及び12月6日

2 出席者 室井委員長・西海谷副委員長・飯田委員・小野寺委員・塚本委員・議長
町理事者（田畠副町長）

3 協議結果

1) 審議議案等

○ 委員会報告 6件

- ・議会運営委員会 [閉会中の継続調査申し出]
- ・総務産業常任委員会 [事務調査報告] [閉会中の継続調査申し出]
- ・社会文教常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
- ・議会広報特別委員会 [閉会中の継続調査申し出]
- ・令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会 [事務調査報告]

○ 承認 1件

- ・令和3年度江差町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めるについて

○ 条例制定 1件

- ・江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

○ 条例改正 1件

- ・江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○ 補正予算 5件

- ・令和3年度江差町一般会計補正予算（第14号）について
- ・令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について
- ・令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- ・令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- ・令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について

○ その他 2件

- ・江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について
- ・江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について

○ 同意 1件

- ・固定資産評価審査委員会委員の選任について

○ 議員発議 6件

- ・中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について
- ・地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について
- ・北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出について
- ・高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、「原則1割」の継続を求める意見書の提出について
- ・加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出について
- ・保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書の提出について

○ 町長行政報告

2) 一般質問通告 (4名)

- ・塚本議員 (3-3)、出崎議員 (1-2)、飯田議員 (2-4)、小野寺議員 (4-12)

3) 一般質問等について

- ・一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
- ・議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、再質問以降は自席で行う。
- ・町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
- ・一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、一般質問は事前通告制のため、再質問、再再質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の質疑は厳に慎むこと。

4) 会期について

- ・12月14日(火)の「1日間」とする。

令和3年11月1日

江差町議会議長 打越東亞夫様

令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会
委員長 萩原 徹


委員会審査報告

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告する。

記

1 審査事件

令和3年第3回定例会

- 認定第1号 令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和2年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和2年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和2年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和2年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和2年度江差町水道事業会計決算の認定について

2 審査の経緯と結果

本委員会は、令和3年6月15日に設置し、6月15日、9月14日、10月13日、10月14日、10月15日の5日間、委員会を開催した。10月15日には、町長及び教育長に対する総括質疑を行ったものである。

その結果、上記各会計決算については、すべて「認定」すべきものと決定したので報告する。

なお、次の事項（次頁）について意見、要望があったことを申し添える。

(1) 有害鳥獣対策について

近年、道内の各市街地ではヒグマの出没が増加している。特に本年においては死傷者が過去最高となっており、近隣町でもヒグマに襲われ亡くなられた事例が発生している。

江差町内においても、住宅周辺でのヒグマの目撃情報が増加しており、人的被害が発生する前に捕獲のための技術者の育成・確保が急務であり、より実効性のある対策が必要である。

また、シカによる農業被害も年々増加傾向にあるため、早急な対策強化が求められている。

(2) 檜山地域人材開発センターについて

昭和59年の建設から37年が経過している。

現在は、職業訓練や宿泊施設、貸館などに活用されており、今後においては災害時の避難所としての利用も想定される。

多くの人が集まる場所であり、施設の老朽化対策や防災機能強化等を取り進める上では大規模な改修等も考えられるため、将来的な利活用の方向性を示す必要がある。

(3) 高齢者の見守りについて

江差町の人口の約4割が65才以上であり、その中には見守りが必要な高齢者も多数おられる。福祉や介護などの様々な制度・サービスを利用されている方は見守りの体制が執られているが、これらを利用していない制度的な繋がりが無い高齢者への対応が不足していると思われる。

町内に複数ある組織や団体が垣根を越えて、このような高齢者への見守り対応や体制づくりを構築していく必要性がある。

(4) 教職員住宅の今後の方向性について

転勤の多い教職員に対して、安定的かつ良好な居住先を確保するために、これまで教職員住宅が整備されてきたが、既存の住宅には老朽化し居住困難なもののが多数見受けられる。

民間賃貸住宅の状況や教員ニーズなどを踏まえた上で、今後の教職員住宅の在り方を検討すべきであり、これを踏まえ居住困難なものについては用途廃止や解体等、計画的な整理を行っていく必要性がある。

以上

令和 3年12月 8日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

議会運営委員会

委員長 室井 正行



閉会中の継続調査申出書

○ 本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの議会運営に関する事項について
 - ・地方自治法第109条第3項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

}

令和 3年12月 8日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

総務産業常任委員会

委員長 小梅 洋子



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・総務産業常任委員会が所管する事項について
 - ・地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和 3年12月 8日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

社会文教常任委員会
委員長 小野寺 真



閉会中の継続調査申出書

○ 本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・学校施設整備に関する事務調査について
 - ・社会文教常任委員会が所管する事項について
 - ・地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和 3年12月 8日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

議会広報特別委員会

委員長 塚本 真会



閉会中の継続調査申出書

○ 本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと
決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 • 議会広報発行に関する事項について
- 2 理 由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで